

令和5年10月1日から 施工状況報告書の報告事項が一部追加されます

■ 適用時期

「令和5年10月1日以降」に「確認申請書を提出」する建築物から適用します。

■ 対象建築物 (中間検査対象建築物: 構造規定に関する報告は対象外)

追加 長屋又は共同住宅で、階数が2以上のもの

これまでの 施工状況報告書 対象建築物

①	特殊建築物 建築基準法別表1(イ)欄に掲げる用途に供する建築物	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
②	木造の建築物	次のいずれかに該当する場合 (1)階数 \geq 3 (2)延べ面積 $>$ 500㎡ (3)高さ $>$ 13m 又は 軒の高さ $>$ 9m
③	木造以外の建築物	次のいずれかに該当する場合 (1)階数 \geq 2 (2)延べ面積 $>$ 200㎡
④	上記①～③の建築物 以外の建築物	都市計画区域内の住宅で、次のいずれかに該当する場合 (1)木造で、延べ面積 $>$ 100㎡ (2)木造以外の構造で、延べ面積 $>$ 30㎡

■ 報告時期

追加 防火規定に関する報告

長屋又は共同住宅で
階数が2以上のもの(すべての構造)

建築基準法施行令第114条第1項に規定する
各戸の界壁工事終了時

構造規定に関する報告

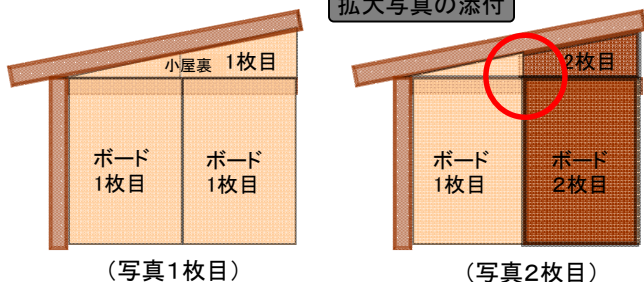
①	木造	屋根工事の終了時
②	鉄骨造	鉄骨の組立の終了時
③	鉄筋コンクリート造 及び鉄骨鉄筋コンクリート造	1階の屋根又は2階の床の配筋の終了時
④	その他の構造	1階の屋根又は2階の床工事終了時
⑤	その他	建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の時期

木造2階建共同住宅の場合、中間検査を行うため構造規定に関する報告は不要ですが
防火規定に関する報告は「各戸の界壁工事終了時」に施工状況報告書の提出が必要になります。

■ 写真の取り方

(防火規定に関する報告)

拡大写真の添付



(写真1枚目)

(写真2枚目)

- 界壁が準耐火仕様(ボード2重張り等)で小屋裏又は天井裏に達していることが分かるように写真管理をお願いします。

- 詳しくは右のQRコードから内容をご確認ください



■ お問い合わせ先

宮崎市 都市整備部
建築行政課 確認検査係

TEL (0985)21-1813

FAX (0985)21-1815

Mail 30sidou@city.miyazaki.miyazaki.jp

建築行政課
ホームページ